

平成26年（ネ）第126号 大飯原発3、4号機運転差止請求控訴事件

一審原告 松田正 外184名

一審被告 関西電力株式会社

## 証拠申出書

2017年（平成29年）10月18日

名古屋高等裁判所金沢支部民事部第1部C1係 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士 島 田 広

同 弁護士 笠 原 一 浩

ほか

### 第1 証人の表示

石井 吉徳（呼出、90分）

〒249-0001 神奈川県逗子市久米8-2-14

（あるいは、〒914-0041 福井県敦賀市津内84-1-18（布田町）

みどり法律事務所 笠原 一浩 方）

### 第2 証すべき事実

一審被告は本件原発の地盤について、今日の技術水準に即した調査を行っておらず、本件原発に基準地震動を上回る地震動が到来する可能性が高いこと

### 第3 尋問事項

別紙のとおり

(別紙) 尋問事項

1. 一審被告の平成27年1月付け「大飯発電所の基準地震動調査について」  
(乙49)に提出された分析結果から、本件原発の地質についてどのような  
ことが言えるか、またその理由は何か
2. 一審被告の調査方法は、今日の科学的・技術的知見に照らし、相当なもの  
といえるか、またその理由は何か
3. 一審被告は本件原発周辺の地震や津波を今日の科学的知見に照らし、十分  
に調査しているといえるか、またその理由は何か
4. その他、本件に関する一切の事情

以 上